

川崎市上下水道局業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

(平成28年12月28日28川上総管第2171号)

川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱(平成28年12月14日28川財契第7368号)の規定は、川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第14条の2に規定する最低制限価格(業務委託契約に係るものに限る。)の設定について準用する。この場合において、第1条中「川崎市契約規則第14条の2」とあるのは「川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)第14条の2」と、第2条第12号及び第3条第3号中「財政局長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、第4条中「財政局長」とあるのは「総務部担当部長(財務担当)」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日以前に締結する業務委託契約に係る最低制限価格の設定については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年8月22日29川上総管第969号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則 (平成30年3月28日29川上総管第3032号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日2川上総管第140号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月15日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則（令和3年3月30日2川上経管第2845号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。